平成２９年（フ）第８９２号
千葉県印西市小林北５丁目５番地12、開始決定時の住所千葉市花見川区幕張町５丁目382番地１　アーベントハイム幕張花見川501号
破産者　牧野　英樹
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８９７号
千葉県船橋市高野台５丁目22番12号、開始決定時の住所千葉県船橋市咲が丘１丁目26番４号　コープ咲が丘201号
破産者　近藤　　昇
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８９８号
千葉県船橋市高野台５丁目22番12号、開始決定時の住所千葉県船橋市咲が丘１丁目26番４号　コープ咲が丘201号
破産者　近藤　幸子
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９０１号
千葉市稲毛区園生町444番地78　ハイバリー稲毛202号
破産者　田口美津江
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５６号
福岡県久留米市城島町江上199番地１
破産者　有限会社江上工業
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５１２号
札幌市東区北21条東14丁目３番７号
破産者　オシキリ製麺株式会社
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４０号
札幌市豊平区豊平４条10丁目３番１―605号
破産者　株式会社モスシステム
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４４号
千葉県浦安市当代島１丁目28番19―203号　第２浦安ハウス
破産者　吉岡　　円（旧姓上杉）
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４１０号
名古屋市南区城下町３丁目41番地
破産者　株式会社マニックス
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００４号
名古屋市名東区高針原２丁目803番地
破産者　株式会社名匠堂
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９８号
神戸市北区鈴蘭台東町１丁目５番10―406号
破産者　菊地　京子
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４号
兵庫県加古川市加古川町西河原36番地の９
破産者　中部クレーン工業株式会社
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０５号
兵庫県高砂市阿弥陀１丁目４―16、破産手続開始決定時の住所兵庫県加古川市加古川町西河原36番地の９
破産者　関原与志人
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６５号
島根県松江市西津田３丁目16番13号　加村幸江方
破産者　松浦　義利
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９号
川崎市麻生区白鳥１丁目３番５号
破産者　株式会社ロードテック
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
静岡県浜松市中区南浅田１丁目１番22号
破産者　株式会社一誠設備
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
静岡県浜松市南区楊子町98番地の１
破産者　有限会社コーヨユニティー
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６１０号
京都府久世郡久御山町市田大領２番地の２
破産者　株式会社木原商店
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３７９号
さいたま市緑区東浦和５丁目21番地25　フレンズ東浦和101
破産者　川口　悦子
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３ファミリープラザ泉北光明池２―607、前住所大阪府和泉市池田下町1791番地の１オンディーヌ３―302（前々住所）大阪府和泉市室堂町５番地の１―３―905
破産者　山本　豊博
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係